

令和元年 10 月 29 日

厚生労働省子ども家庭局長 渡辺 由美子 殿
厚生労働省子ども家庭局母子保健課長 小林 秀幸 殿

公益社団法人日本栄養士会
代表理事会長 中 村 丁 次

成育基本法に基づく基本方針に関する要望書

平成 30 年 12 月に成育基本法が制定され、妊娠前の支援から、出産後の児の成長過程における切れ目のない支援を多職種が協働して関われるようになりました。

日本栄養士会では、現代日本の栄養問題である「栄養障害の二重負荷」（「過剰栄養」と「低栄養」が混在する状態）の解決に向けて取り組んでいます。その取組の中で、近年では特に若い女性のやせ、妊産婦の低栄養が指摘されており、若い女性のやせは骨粗しょう症や卵巣機能の低下、低出生体重児を出産するリスクが高くなること、さらに児の将来に生活習慣病のリスクがあることなどが分かっています。

そこで、医療機関や妊産婦教室等を開催する市町村等自治体、保育所、学校などの管理栄養士等が科学的根拠に基づく栄養情報を提供し、問題意識を啓発していくとともに、妊娠前から健全な食生活を身につけ、実践できるように継続的に支援していくことが重要です。

そのために、医療機関や学校、職場、地域、自治体等の管理栄養士等が多職種と協働して取り組んでまいりますので、成育基本法の計画策定において、下記についてご高配を賜りますようお願いいたします。

要 望 事 項

成育基本法に基づく計画(成育医療等基本方針)に、妊娠前から出産後の児の成長過程において重要な栄養の指導の充実について

要 望 事 項

成育基本法に基づく計画(成育医療等基本方針)に、妊娠前から出産後の児の成長過程において重要な栄養の指導の充実について

1 若い女性のやせ、妊産婦の低栄養等に対する栄養指導の充実について

成育基本法の目的では、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めることとされています。

日本栄養士会では、現代日本の栄養問題である「栄養障害の二重負荷」（「過剰栄養」と「低栄養」が混在する状態）の解決に向けて取り組んでいます。近年では、特に若い女性のやせ、妊産婦の低栄養が指摘されており、若い女性のやせは骨粗しょう症や卵巣機能の低下、妊産婦の低栄養では低出生体重児を出産するリスクが高くなること、さらに児の将来に生活習慣病のリスクがあることなどが分かっています。

そこで、本会では、現代日本の栄養問題である「栄養障害の二重負荷」の解決に向け、「栄養の日（8月4日）」を中心に全国で活動しています。一方、管理栄養士・栄養士は、学校においては痩せ願望の是正や肥満予防を、職場においては給食による妊娠前からの適切な栄養の確保、自治体等においては両親教室や乳幼児健診、子育て世代包括支援センター等での栄養・食生活指導を行っています。

これらの活動のより一層の充実を図られるよう計画への明記をお願いします。

2 小児医療における食事・栄養療法の充実について

- ・先天性代謝異常症に罹患している児童の障害の発生を予防するため、特定の栄養成分を調整した特殊ミルクを使用するなどの食事療法が行われています。特殊ミルクの使用や栄養成分に配慮した食事療法を行う児童には、治療とともに健やかな成長のため、医師の管理下で管理栄養士が継続的に栄養指導を行う必要があります。さらに、在宅療養の場合は、自治体等の管理栄養士が医療機関と連携し、適切な栄養指導を行う必要があります。

そのため、先天代謝異常をはじめとした小児医療における食事・栄養療法に関する研究の推進について計画への明記をお願いします。

- ・障害児においては、個別の栄養問題が多く、食事形態だけでなく食事姿勢や介助方法など栄養摂取に至るまでの全分野において、管理栄養士・栄養士は多職種協働による質の高いサービスを提供することが求められています。

そのため、施設においては、健やかな成長のために管理栄養士による適切な栄養ケア・マネジメントが重要であり、在宅への移行では、地域との連携のもと、継続した栄養管理が必要になります。しかしながら、その実態や栄養ケア・マネジメントの手法が標準化されていないことが課題となっていますので、実態把握及び研修の充実を要望します。